

ユニセフ日本型子どもにやさしいまち構成要素による評価【富谷市】（令和6年度）

【評価の流れ】

担当部署における自己評価			評価	前年度 評価	構成要素ごとの評価	総合評価
・市役所全庁においてユニセフ「日本型子どもにやさしいまちモデル構成要素チェックリスト(※)【富谷市版】を用いてルーブリック評価を実施しました。 ・評価内容について、子どもにやさしいまちづくりの視点でヒアリングを実施しました。 ※チェックリストの内容は同じページ内の「日本型子どもにやさしいまちモデル構成要素チェックリスト【富谷市版】をご覧ください。					・10の構成要素ごとの各項目において、各課での評価、取組の過程、進捗度を踏まえ、「市全体の取組」としての視点で事務局がルーブリック評価を行いました。 ・判定 基準を定めて、構成要素ごとに点数化しました。 ・◎、○の割合が、 80%以上⇒5 60～79%⇒4 40～59%⇒3 20～39%⇒2 20%未満⇒1	・ルーブリック評価と判定基準により点数化した10の構成要素の評価の内容と数値の平均を富谷市の令和6年度の評価としました。
1	子どもの参画	自分たちに影響を及ぼす問題への、子どもたちの積極的参画を推進すること。意思決定プロセスで子どもたちの意見に耳を傾け、それを考慮に入れること。	5	5	こどもの意見の尊重に関して、全庁的に意識取り組んでおり、こどもの意見を尊重する意識の醸成は進んでいる。昨年度の検討事項であった職員研修について、これまでは市役所職員のみを対象とした研修であったが、今年度は市役所職員だけでなく小中学校教員や児童クラブ職員も含めた研修を実施し、こどもの権利や意見尊重について共通認識を図った。また富谷市子ども計画～とみやこどもにやさしいまちプランの策定により、こどもの意見聴取と市政への反映が施策として盛り込まれた。	こどもの意見を反映させる取組が各課で行われており、公園の整備・活用時のフロー作成や、公園利用状況についてこどもと意見交換する予定、通学地区再編の検討にあたり対象校児童生徒へのアンケートを実施する予定がある。こどもに関する事柄について、こどもたち自身が意見が聞かれる機会を設けられるよう、検討を進めていく。
2	子どもにやさしい法的枠組み	すべての子どもの人権を一貫して促進・保護する条例、規則の枠組みおよび手続を確保すること。	4	4	こどもに影響を及ぼす計画においては子どもの権利条約が明記されており、また、こどもの権利保障に関する取組はこども基本法に準じて行われている。各種計画見直し時にはこどもをはじめとした第三者が参加しており、こども計画～とみやこどもにやさしいまちプランの策定経過において、会議委員(第三者)からの意見を取り入れ、パブリックコメント実施にあたり、こどもからの意見募集を行った。一方で、各課における計画において「子どもの権利条約」4つの一般原則の反映やこどもの権利侵害に対する救済を確保するための仕組みづくりについては、昨年度からの変化はない。	各種計画や条例、規則等の制定や見直しの際には、子どもの権利条約の4つ一般原則の理念が反映されるよう促していく。子どもの権利に関する条例制定については、策定プロセスにおいて第三者の参加が得られような仕組みを検討していく。また、権利侵害に対する救済の確保や権利擁護・苦情申立て手続等については、他自治体を参考にしながら引き続き進めていく。
3	子どもの人権を保障する施策	子どもにやさしいまちづくりのための詳細かつ包括的な戦略ないし項目を、条約にもとづいて策定すること。	5	4	市総合計画後期基本計画に「子どもにやさしいまちづくり」の視点を組み込み、幅広い協議がなされていることに加え、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた計画として富谷市子どもにやさしいまちづくり(CFO)事業実践行動計画を作成している。また、富谷市こども計画～とみやこどもにやさしいまちプランには富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言が記載されたり、こども達の生活課題に対する目標設定も行っている。富谷市こども計画では「こども向けやさしい版」を作成し、こどもにも分かりやすく周知できるようにしたことが評価できる。	子どもにやさしいまちづくりについては、富谷市子どもにやさしいまちづくり(CFO)事業実践行動計画に基づき実施していく。また、富谷市こども計画～とみやこどもにやさしいまちプランについては、第三者を含めた実施評価を行う予定である。加えて、こどもの権利に関する条例制定のプロセスにおいても、幅広い協議が行われる予定である。引き続き、各戦略策定時には子どもの権利条約の視点にたち、こども自身に影響を与えることに対して、こどもの意見を十分に取り入れる機会を設けていく。また、こどもが関係する市の各種計画について周知している内容が、どの程度こどもたちに伝わっているか検討していきたい。
4	子どもの人権部門または調整機構	子どもの視点が優先的に考慮されるようにするための恒久的な体制を地方自治体のなかで発展させていくこと。	5	5	富谷市子どもにやさしいまちづくり事業推進庁内連携会議設置要綱に基づき推進庁内連携会議、及び推進に関する会議を実施している。事務局は、引き続き子育て支援課・子育て支援センターに設置されており、子どもにやさしいまちの推進やこどもに影響を及ぼす政策の調整に関する取組として、富谷市子どもにやさしいまちづくり事業実践行動計画の進捗評価を行うと共に、第二期承認期間となることに伴い、実践行動計画(令和7～9年度)を策定した。	こどもに今後事務局が全庁的な推進について働きかけを行い、推進庁内連携会議、推進に関する会議の開催を継続していく。富谷市こども計画～とみやこどもにやさしいまちプラン(令和7～11年度)や、富谷市子どもにやさしいまちづくり事業実践行動計画(令和7～9年度)に基づき、子どもにやさしいまちづくりやこどもに関する取組を実施していく。
5	子どもへの影響評価	条例・規則・政策・実務が子どもたちに与える影響を、事前に、実施中および実施後に評価するための制度的プロセスを確保すること。	4	4	総合計画審議会への中学生の参加が継続されており、事業評価のプロセスにこどもの参加がある。特定集団のこどもに対する取組としては、地域福祉計画において特定集団を含む全てのこどもの福祉の推進を展開していることに加え、こども未来応援プラン(こどもの貧困対策計画)では、ひとり親家庭や貧困家庭のこども等の状況を考慮し策定されている。	こどもに関する取組については、富谷市こども計画～とみやこどもにやさしいまちプラン、こども未来応援プラン、CFO実践行動計画に基づき実施し、特定集団のこどもも含めた福祉の推進については、地域福祉計画に基づいた取組を展開していく。こどもへの影響評価については、こども自身からの評価、第三者からの評価ともに、どのようなプロセスに取り入れられるのか検討を続けていく。
6	子どもに関する予算	子どものための十分な資源配分と予算分析を確保すること。	5	5	令和6年度に引き続き、令和7年度当初予算においても「子どもにやさしいまちづくり実践予算」として編成しており、こども関連施策の予算配分が明確に示されている。また、資源や予算の配分については行政実績報告書や各種会計決算書により予算配分の公正性について議会で承認を得ている。こども向けの予算の説明・周知については、昨年度に引き続き、広報紙やわくわく子どもミーティングの資料への掲載を行ったほか、各種発表等で公表している。	取組が推進された内容については、今後も継続して実践していく。予算の使途や、こどもに関する予算策定のプロセスや予算割合の周知等について、全庁的な取組について検討を進めていくとともに、広くこどもたちにも積極的に説明する方法や機会を検討していく。
7	子ども報告書の定期的発行	子どもたちおよび子どもの権利の状況に関する十分なモニタリングとデータ収集を確保すること。	5	4	子ども報告書という名称の報告書は定期発行されていないものの、令和6年度には富谷市こども計画が作成され、行政実績報告書や福祉・教育部局のこどもに関わる計画等でデータの収集や公表はされている。特にこども未来応援プランにおいては、こどもたち全体及び特別なニーズのあるこどもたちに関するデータをまとめ、市内小中学生やこどものために働く人へ、その概要版を配布し、情報提供を行うなど、こどもに関するデータ等の活用が図られている。	こどもについてのデータ収集や政策立案への活用について継続していくと共に、本市の子ども報告書とどのような形で作成していくのか検討を続ける。また、特別なニーズのあるこどもたちに対する情報提供や不足情報の公表の方法について検討を行うっていく。
8	子どもの人権の広報	おとなおよび子どもの間で子どもの人権に関する認識が定着するようにすること。	5	5	子どもの人権に関して、既存の計画に盛り込まれてきている。また、子どもにやさしいまちづくり実践行動計画に基づき、行政区長や民生委員児童委員等の地域住民、妊婦や乳幼児の保護者に対して子どもにやさしいまちづくり事業の周知啓発を行った。こどもに対しては、教育カリキュラムに組み込んで学校教育を通して継続して指導を行っているほか、令和6年度からは市内全中学校全学級で学級憲章を導入した。市職員だけでなく、市内小中学校教員や児童クラブ職員を対象とした、子どもにやさしいまちづくり事業に関する職員研修を実施し、こどもの人権に関する周知啓発の機会とした。子どもの権利の認知度の定期的評価については、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査(保護者対象)において、子どもの権利についてのアンケートを実施し、検討を始めている。	こどもの人権について、こどもやおとなの間で普及させるための周知啓発を継続していく。また、令和7年度も市職員向けに子どもにやさしいまちづくり事業に関する職員研修を計画し、受講機会の確保と積極的な参加を進めていく。子どもの権利の認知度の定期的評価については、次期総合計画やこどもに関する計画策定時等において、おとなだけでなくこどもに対しても定期的に評価する仕組みについて検討していく。
9	子どものための独立したアドボカシー	子どもの人権を促進するため、NPO等の支援、独立の人権機関―子どもオンブズマンや子どもコミッション―の設置を進めること。	4	4	多方面にわたり、NPO、企業等とのパートナーシップについては、連携先事業者と意見交換を行い、対等であることを前提としたパートナーシップを結んでいる。また部局によっては、NPO等が主体的に事業展開し支援していく体制が取られている。富谷市協働のまちづくり推進審議会において市民の公益的な活動への具体的な支援方針について審議が行われており、令和6年度には具体的な支援について答申を得ている。子ども・若者主導のNPO等に対しての奨励支援については、こども・若者を含む取組が行われている。こどものための人権機関についてはこどもに関する課での取組にとどまっている。	今後も全庁的に企業やNPO等とのパートナーシップを発展させていく。その中で、協働ガイドラインや審議会の答申に沿いながら、NPO等には管理的ではない適切な支援を行い、同じ目線に立って情報を共有し連携・協力を図っていく。また、すでに行われている取組の中でも、若者主導の団体活動が行われている場合には、それらに対する奨励支援方法を検討していく。
10	子どもにやさしいまちづくり宣言の基本とする取り組み(富谷市オリジナル要素)	「富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言」の5つの柱を基本とした取り組みを実施すること。	5	5	富谷市オリジナル項目として、全庁的に積極的に実施されている。こどもが健やかに成長できるための取組として、健康に関わる各種の助成、学校給食費の完全無償化や、こどもの通学や住環境美化の維持に資する事業の実施など社会全体でこどもを育てる風土の醸成を行っている。また、こどもの意見を聴きまちづくりに活かす取組として、年齢や発達段階に応じた意見聴取や発表の機会が各課の事業において設けられており、全庁的な取組の広がりが見られている。	引き続き富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言の5本の柱を念頭に置き、継続して全庁的な取組を行っている。継続して実施されることで、本市における子どもにやさしいまちづくりについての意識醸成へのつながりを図っていきたい。令和7年度以降に実施が予定されている事業については、それぞれの事業実施に向けて準備を進めていく。
	総合評価	構成要素1～10の評価の平均	4.7	4.5		